

県有施設照明 LED 化業務仕様書

1 仕様概要

(1) 件名

県有施設照明 LED 化業務 (R7) その 1

県有施設照明 LED 化業務 (R7) その 2

県有施設照明 LED 化業務 (R7) その 3

(2) 業務目的

県有施設の照明設備の LED 化を図り、光熱水費の削減と二酸化炭素に由来する地球温暖化対策へ対応することを目的とする。

(3) 業務概要

ア 対象施設

本業務は、対象施設に設置された照明の全部又は一部を LED 照明へ交換（交換に伴う配線作業も含む）するものである。その対象施設及び照明設備は、下記のとおりとする。

(ア) 業務その 1 : 別紙 1、4

(イ) 業務その 2 : 別紙 2、5

(ウ) 業務その 3 : 別紙 3、6

※別紙 4、5、6 に記載する内容はあくまで参考として示すものである。

イ 直管型蛍光灯の LED 化手法

(ア) 築 15 年未満の施設

廃棄物量削減及びコスト削減の観点から、既存照明器具を活用し、光源交換（安定器バイパス作業含む）により LED 化を図る。ただし、業務提案において、器具本体の交換を提案することも可とする。

(イ) 築 15 年以上の施設

法定耐用年数を経過した照明器具を、器具本体の一式交換により LED 化を図る。

(ウ) 各業務共通

既設に人感センサーや調光機能等がある場合は、原則同様の機能を備えること。

ウ シーリングライト、ダウンライト、ブラケット、高天井用照明、屋外灯の LED 化手法

器具本体の交換により LED 化を図る。ただし、特殊形状照明や更新のために基礎工事等が必要となる照明は管球交換（安定器バイパス作業含む）等による方法でも提案可とする。

エ 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

オ 照明器具保証期間

業務完了日から、照明器具の保証期間の終期まで

2 業務内容

(1) LED 交換作業

ア 使用資材要件

- (ア) 交換する光源及び照明器具については、日本産業規格や（一社）日本照明工業会の各種規格に適合するもの又は同等以上のものとする。
- (イ) 国又は地方公共団体への納入実績がある国内メーカーの製品であること。
- (ウ) 製品の製造者又は工場は、ISO9001（品質）及び ISO14001（環境）認証を取得していること。
- (エ) 使用する製品の固有エネルギー消費効率、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（通称「グリーン購入法」）に規定される LED 照明器具の特定調達品目の判断の基準、「基準値 1」以上であること。
- (オ) 直管型蛍光管について、管球交換(安定器バイパス作業を含む)を行う場合、直管型 LED ランプは（一社）日本照明工業会規格 JLMA301 に適合している製品を使用すること。
また、施工後の管球交換の際、ランプの選択間違いが生じないよう、（一社）日本照明工業会ガイド 301_2 注意事項_a)及び d) に準拠し、安全性確保に努めること。
なお、既設器具の明らかな劣化が認められる場合は部品又は器具ごと交換とすること。
- (カ) 器具交換の場合、既設設置状況を考慮し、必要に応じてリニューアルプレートの使用や落下防止措置等を講ずること。
- (キ) 事務室の照明器具は、昼白色系（色温度 5,000K）、演色性 Ra83 以上を基本とする。
ただし、既設照明器具と光色が異なる箇所については、事前に施設担当者に確認を行うこと。
また、現地調査において特殊な高演色ランプやカバー等を使用している室がある場合については、施設担当者との協議の上、仕様を確定すること。
- (ク) 光源（LED）寿命 40,000 時間以上（光束維持率 70%以上）の製品であること。
ただし、高天井照明器具については、光源寿命 60,000 時間以上（光束維持率 85%以上）の製品であること。
- (ケ) 高天井用器具はワイヤーで落下防止措置を講ずること。
- (コ) 既設照明器具が非常灯兼用器具の場合は、更新後も非常灯機能を保持すること。（電池内蔵、電源別置の種別は、既設と同様とすること。）
安定器をバイパスし、直管型 LED ランプを設置した場合は、既存照明器具が非常灯としての認定から外れるため、専用型非常灯を付近に新規設置すること。
- (サ) フリッカー対策が講じられていること。設置後、ちらつき等不具合が生じた場合は、交換を行うこと。
- (シ) 特殊な環境が必要な室等については、照明の仕様や改修方法について施設管理者及び発注者に確認すること。
- (ス) 特殊な照明器具で国内メーカーの取り扱いがない照明については、施設管理者及び発注者と調整のうえ、対応を決定すること。

イ 作業要領

- (ア) 作業に当たっては、関係法令及びメーカー作業手順書に従い適切に行うこと。
また、沖縄県土木建築部の建築工事関係共通仕様書、国土交通省大臣官房官庁営繕部の公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)及び公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)の最新版を参考とすること。
- (イ) 作業前に各施設の電灯分電盤における回路番号について把握すること。
- (ウ) 施設毎に、使用資材承諾書及び作業計画書を作成し、県担当者及び施設管理者へ提出し、承諾を得ること。
- (エ) 交換作業は、電気工事士の資格者が行うこと。
- (オ) 着手に先立ち、作業員名簿(従事者の役職、氏名、生年月日、住所、資格等)を提出すること。
- (カ) 使用機器・材料の保管には十分注意し作業すること。
- (キ) 各施設の運営に支障のないよう調整を図ること。
- (ク) 作業時間は、別紙 1、2、3 にある作業不可時間・期間を参考とし、各施設と協議の上、各施設管理者の指定する日時に実施すること。
- (ケ) 交換作業に当たり、必要な範囲の養生及び補修等を行い、安全確保に必要な措置を講ずること。
- (コ) 作業の際、既設構造物等へ損傷を与えた場合、直ちに監督員及び施設管理者に報告するとともに、受注者の負担で速やかに原形に復すること。なお、これに伴う経費は全て受注者の負担とする。
- (サ) 対象器具について、照明が正常に点灯するように設置及び調整を行うこと。
- (シ) 交換した照明箇所が確認できる図面を作成すること。
- (ス) 撤去した既設照明は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)」及びその他関係法令に基づき処分すること。
- (セ) 交換作業に係る資材の搬入、設置、調整、既設照明の撤去、処分、仮設に係る費用は、全て本委託業務に含むものとする。
- (ソ) 電気用品安全法、石綿障害予防規則、その他施工に係る関係法令を遵守すること。

ウ 現地試験の内容

(ア) 点灯試験

(イ) 照度測定

設置箇所での照度測定を行うものとし、J I S 照明基準を満たしていることを確認すること。

施設使用者からの要望が無い限り、更新前後の照度は同程度にすること。

(ウ) 絶縁測定

分電盤の分岐回路ごとに作業前後の絶縁測定を行い、交換作業による絶縁劣化がないことを確認すること。

作業前に絶縁不良が確認された回路については、不良器具又は原因を特定し対応すること。なお、絶縁劣化が、施設側に原因があるものや、築 15 年未満で既設器具を活用して LED 化する場合において、既設器具に原因があるもの等については、発注者と協議し対応すること。

エ 完成図書

- (ア) 完成図書は省エネ試算表、図面、取扱説明書、保証書、上記ウによる測定結果、作業写真、保証期間内の不具合対応連絡先を施設毎にまとめ、CD-R により 2 部提出すること。
- (イ) 作業写真は、各室の作業前後の遠景写真、各ランプ又は照明器具ごとに代表的な箇所の近景写真を撮影し整理・提出すること。

(2) 交換器具不具合の対応

照明器具の保証期間内に LED 照明の不具合（不点灯、ちらつき、異音）が発生した場合、メーカーから無償で資材を供給できる体制を整えること。

また、不具合が発生した場合の連絡先を施設毎に明確にすること。

3 契約締結

業務提案内容を踏まえ、本仕様書内容及び契約金額を協議し、契約締結するものとする。

4 その他

- (1) 受注者は、業務内容の指示と確認、業務の調整を行うために、業務全体を総括的に指揮する業務責任者を選任し、発注者にその氏名を書面で通知すること。
これらの者を変更したときも同様とする。
業務責任者は、本業務に関する一切の事項を処理すること。
- (2) 業務実施に関して、監督員からの指示及び指摘事項については、速やかに対処すること。
- (3) 作業実施に当たり、事前に十分な打合せを行い作業が遅延しないようにすること。
- (4) 本業務実施に当たって知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (5) 本仕様書に定めがないものについては双方協議の上決定する。